

第5次朝霞市総合計画（素案）

～私が 暮らしつつきたい（つづける）まち 朝霞～

目次

第Ⅰ部 総論

第1章 総合計画について

- 1 総合計画の目的と経緯
- 2 総合計画の構成と期間

第2章 総合計画策定の背景・前提

- 1 朝霞市の概況
- 2 社会の潮流
- 3 まちづくりの課題

第Ⅱ部 基本構想

第1章 基本構想について

- 1 基本構想の概要
- 2 基本構想の構成

第2章 私たちのまち・朝霞の将来像

- 1 将来像（ビジョン）
- 2 将来像の基本概念（コンセプト）
- 3 将来像実現のための基本方針（ポリシー）
- 4 基本フレーム
- 5 政策分野（ジャンル）

第 I 部 総論

第1章 総合計画について

1 総合計画の目的と経緯

総合振興計画は、平成23年（2011年）の地方自治法改正により市町村における策定義務がなくなり、今後の策定については各市町村の判断にゆだねられました。しかし、本市では、市政を総合的かつ計画的に推進するため、引き続き基本構想を策定し、中・長期的な視点から市民のみなさんと市がともに目標とする将来ビジョンを描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的、体系的に示すこととしました。

本市では、「総合振興計画」を、これまで昭和50年（1975年）に策定した第1次から平成18年（2006年）の第4次まで**10年ごとに**策定し、計画的な市政運営に努めてきました。

平成27年（2015年）度をもって、現在の第4次総合振興計画の計画期間が終了するにあたり、新たなまちづくりの方向性を示すため、平成28年度（2016年度）を初年度とする「第5次朝霞市総合計画」を策定します。

なお、本計画は、第4次まで「総合振興計画」としていましたが、「振興」という言葉が開発型の行政をイメージさせ、後述の第5次の将来像にそぐわなくなっているとの理由から第5次では「総合計画」としています。

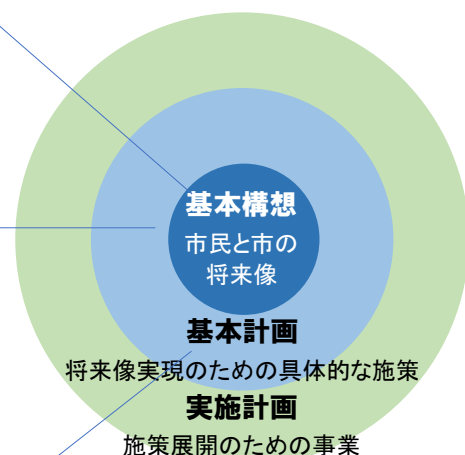
2 総合計画の構成と期間

第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想は、市民と市がともに実現をめざす将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間を計画期間とします。
前期：平成28年度から平成32年度まで
後期：平成33年度から平成37年度まで

実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間を計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



第2章 総合計画策定の背景・前提

1 朝霞市の概況

（1）朝霞市の歴史

この地域における人々の足跡は、今から3万年前の石器時代まで遡ることができます。古墳をはじめとして、中世の城跡である岡の城山、江戸時代に建てられた国の重要文化財である旧高橋家住宅、川越街道の宿場町として栄えた膝折宿など、それぞれの時代をしのばせる歴史的な遺産も数多く残されています。

明治22年（1889年）に町村制が施行され、のちに本市を構成することとなる^{ひざおり}膝折村と^{うちまぎむら}内間木村が成立しました。大正3年（1914年）には東上鉄道（現在の東武東上線）が開通し、昭和7年（1932年）の東京ゴルフ倶楽部の移転を契機に、膝折村は町村制を施行し、朝霞町と改称しました。

昭和16年（1941年）には赤羽から陸軍被服^{しょうふ}廠分廠が、市ヶ谷から陸軍予科士官学校が移転してきました。戦後、これらの施設は米軍基地として利用され、返還後は自衛隊の駐屯地や公共施設の用地として利用されてきました。

昭和30年（1955年）に朝霞町と内間木村が合併し、新しい朝霞町となり、昭和42年（1967年）3月15日に市制が施行され、埼玉県で27番目の市として朝霞市が誕生しました。



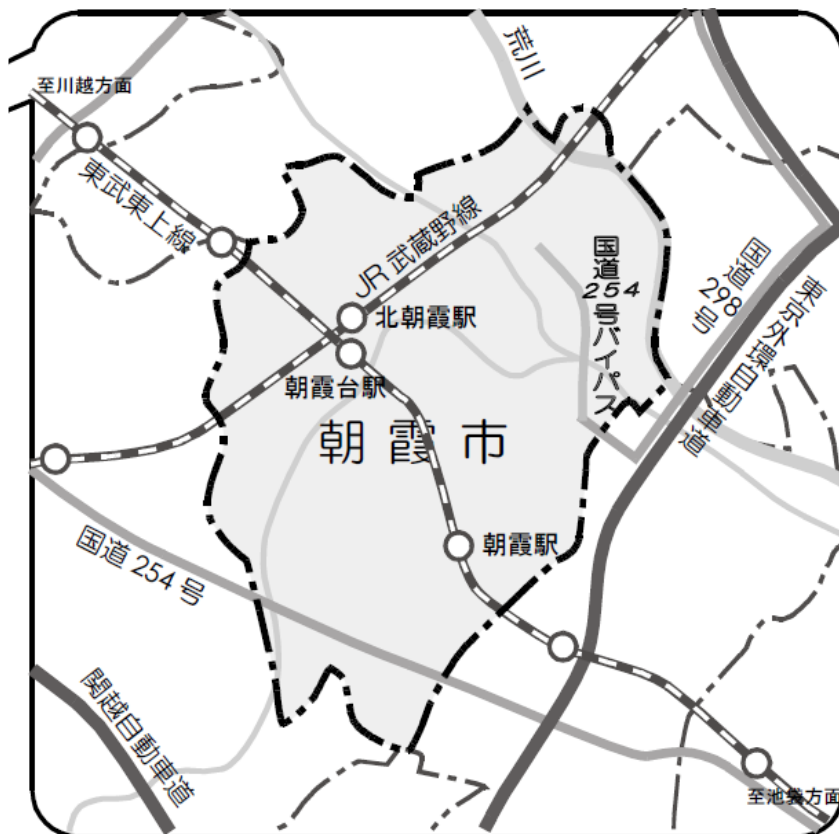
（２） 朝霞市の地勢と人口

本市は、県庁所在地であるさいたま市から約 9 km、東京都心から約 20 km の距離にあり、市の南部が東京都練馬区と接する埼玉県南西部に位置しています。

本市の地形は、武蔵野台地と荒川低地に大別され、その間の斜面林が武蔵野の面影を残しています。また、荒川とほぼ並行して新河岸川が流れ、市の中央部には東西に黒目川が流れるなど、変化に富んだ地形となっています。

交通の面では、市の南部を国道 254 号（川越街道）、東部の市境を外郭環状線が通り、高速道路に容易にアクセスすることができます。また、北西から南東の方向には都心と直結する東武東上線と東京メトロ有楽町線・副都心線、東急東横線、みなとみらい線、南西から北東の方向にはさいたま市など県央地域と結ぶ JR 武蔵野線が走り、十字に交差しています。

こうした豊かな緑と交通利便性を背景として、本市の人口は市制施行以来、増加を続けており、人口増加率は全国や首都圏と比較しても高く、平成 26 年（2014 年）10 月 1 日現在（住民基本台帳）で 133,849 人となっています。特に若い世代の流入が多いことから、本市の高齢化率は全国平均に比べ低く、また、核家族世帯や一人暮らしが多くを占めていることも現在の本市の特徴となっています。



2 社会の潮流

計画策定にあたって考慮すべき社会の潮流や国の動向として、概ね以下の項目が挙げられます。

都市のあり方の変化・ 社会資本の老朽化

産業構造の変化や都心の再開発等により、都心回帰の動きがみられます。また高齢化に伴い、これまでの自動車移動中心の都市構造の問題が指摘されています。

わが国の社会資本の多くが建設後30～50年を経過しており、今後、その維持と更新に多額の経費を要することが見込まれます。

地域コミュニティの重要性

高齢化や、住民の地域社会への帰属意識の希薄化などにより、地域コミュニティの弱体化が問題視されています。一方で、東日本大震災の経験をきっかけに、いざという時の地域コミュニティの重要性が再認識されています。

自然災害の多様化・甚大化

東日本大震災の経験をもとに、首都直下型地震の被害想定が見直されたことなどから、防災対策の必要性、緊急性が再認識されています。

また近年、局地的な災害（ゲリラ豪雨や竜巻など）が多発しており、対策が求められています。

人口構造の変化

わが国の人口は減少に転じており、世界でも類を見ない速さで少子高齢化が進行しています。社会の活力低下や経済成長へのマイナスの影響が懸念されています。

経済環境と雇用問題

産業構造が変化する中で、非正規労働者の大幅増加による経済格差などが問題となっています。国の雇用政策の力点が雇用維持型から労働移動支援型へシフトし、「多元的」な働き方への移行も考慮されています。若者の雇用の安定、女性が活躍する社会の実現などが求められています。

地球温暖化の深刻化・エネルギー政策の見直し

地球温暖化の深刻度が一段と増しており、温室効果ガスの削減に向けた取組が喫緊の国際的な課題となっています。

原子力発電所の事故を受け、エネルギーの多様な供給体制の確立が求められています。

高齢社会への対応

高齢化が急速に進む中で、国や地方自治体の財政負担の増加に対処しつつ、介護、医療などの支援を安定して提供する必要があります。

国では、住み慣れた地域で在宅を基本とした「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

協働・民間連携の地域づくり

地域課題が多様化する中で、行政だけでなく、市民や地域の団体などと協働して、地域課題の解決を図ろうとする取組が増えています。

民間の資金やノウハウを活用してまちづくりを進めていく手法が広がりを見せています。

地方分権・行財政

地方分権一括法の施行以降、法律による義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲など、地方分権が進められています。

国や地方自治体の財政は、社会保障関係費や少子化対策のほか、社会インフラや公共施設の老朽化や充実に対応した整備費に係る歳出が年々増加する一方で、税収の低迷が続くなど、構造的な問題を抱えています。

学校問題の複雑化と教育制度の見直し

学校を取り巻く問題は、学力格差の拡大、いじめや不登校、体罰問題など、深刻かつ複雑になっています。

学校教育においては、すべての子どもに質の高い教育を保障するため、義務教育期間の見直しや一貫教育の実施など、教育制度のあり方が検討されています。

子育て支援制度の見直し

少子化の進行、待機児童数の増加が問題となっています。平成 25 年に子ども・子育て関連 3 法が施行されるなど、幼児期の教育や保育、地域における子育て支援等を総合的に推進する取組が進められています。

3 まちづくりの課題

社会の潮流や本市の現状等から、今後本市のまちづくりを進めていくにあたっての課題として、概ね以下の項目が挙げられます。なお、これらの項目は、平成 26 年 1 月 18 日に開催した市民懇談会「あさかお・も・て・な・し カフェ」で出された意見のほか、総合振興計画審議会
で実施した
ワークショップ等を基にジャンル分けをしています。

災害対策

東日本大震災の教訓を踏まえ、防災、減災に配慮したインフラ、公共施設、住宅の耐震化、防災拠点の整備等が求められています。また、市民一人ひとりの災害への備えに加え、地域の防災力を高めていくことが求められています。

人権・男女平等

いじめや配偶者等からの暴力、高齢者、障がい者等に対する虐待など、依然として様々な人権侵害がみられます。

また、性別による役割分業意識や人権を軽視した社会慣行が残っており、様々な人権問題に対する教育や啓発に引き続き取り組む必要があります。

都市基盤

本市は人口の微増が当面続くと見込まれていますが、今後は人口構成の変化（高齢化の進展）に備え、地域公共交通網の充実や、安全に通行できる道路の整備などが求められます。また、都市施設の老朽化が急速に進むことから、市民の将来負担を増やさずことなく、必要な公共施設を維持・継承していくための計画的な対応が求められています。

高齢者

今後、団塊の世代が後期高齢者に到達するため、高齢者福祉サービスの急激な需要増に対応することが求められています。

また、高齢者が健康で、地域で安心して暮らし、活躍できる地域社会をつくるため、医療、保健、福祉、労働分野の連携を強化することが求められています。

市民参加・協働

多様化する市民ニーズや地域の課題に対応するためには、これまで以上に市政等へ市民の参画を促し、地域の団体・企業との協働を幅広い分野で展開する必要があります。

まちの魅力

本市のさらなる発展のためには、市の魅力や個性を広く市内外に発信していく必要があります。

本市への愛着を高めるとともに、定住人口や交流人口の増加を図っていくことが求められています。

子育て

本市は、比較的若い世代の人口が多く、子育て世代にとって住みよいまちとなることが求められます。

幼児教育と保育の一体化、教育と子育ての連携、生涯学習や地域活動と子育ての連携などをこれまで以上に進め、子育てのしやすさを実感できるまちづくりが求められます。

学校教育

本市の未来を担う子どもたちが、自ら学び、自ら考え、行動する力を身につけ、心身ともに健やかに成長していく環境をさらに整えていくことが求められています。

また、子どもたちの学力の向上を図るとともに、いじめや不登校の解消に向け、一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が特に求められています。

生涯学習

社会の成熟化に対応し、市民の主体性を尊重した生涯学習、スポーツ活動、文化活動を活性化していくことが求められています。

また、市民が学んだことを、地域に還元し、地域における学びの循環を図ることが期待されます。

行財政運営

今後、本市の財政運営はさらに厳しくなることが予想されており、市民の暮らしを守るため、健全で安定的な財政運営を進めていく必要があります。

また、よりよいまちづくりを行う体力・経営力を向上させるため、マネジメント等の仕組みの改善や市内の人材育成を進めていく必要があります。

自然・環境

本市は交通の利便性が高く、また、自然環境にも恵まれた快適で住みよいまちです。

都市としての利便性・安全性を確保しつつ、黒目川などの河川や、雑木林、湧水、斜面林などの豊かな自然環境を活かしたまちづくりが期待されます。

また、地球環境問題が深刻化する中で、環境負荷の少ない社会の構築を進める必要があります。

コミュニティ

本市でも自治会加入率の低下が問題となる一方、安全・安心な暮らしを守る地域コミュニティの役割の重要性が高まっています。

自治会等の地域コミュニティの発展を促進しながら、テーマ型のコミュニティも含め、市民の価値観や社会の構造変化に適合したコミュニティづくりが求められています。

産業

本市では、工業事業所の減少や移転、商店街の空き店舗の増加、農地の減少、従事者の高齢化や後継者不足などの問題を抱えています。

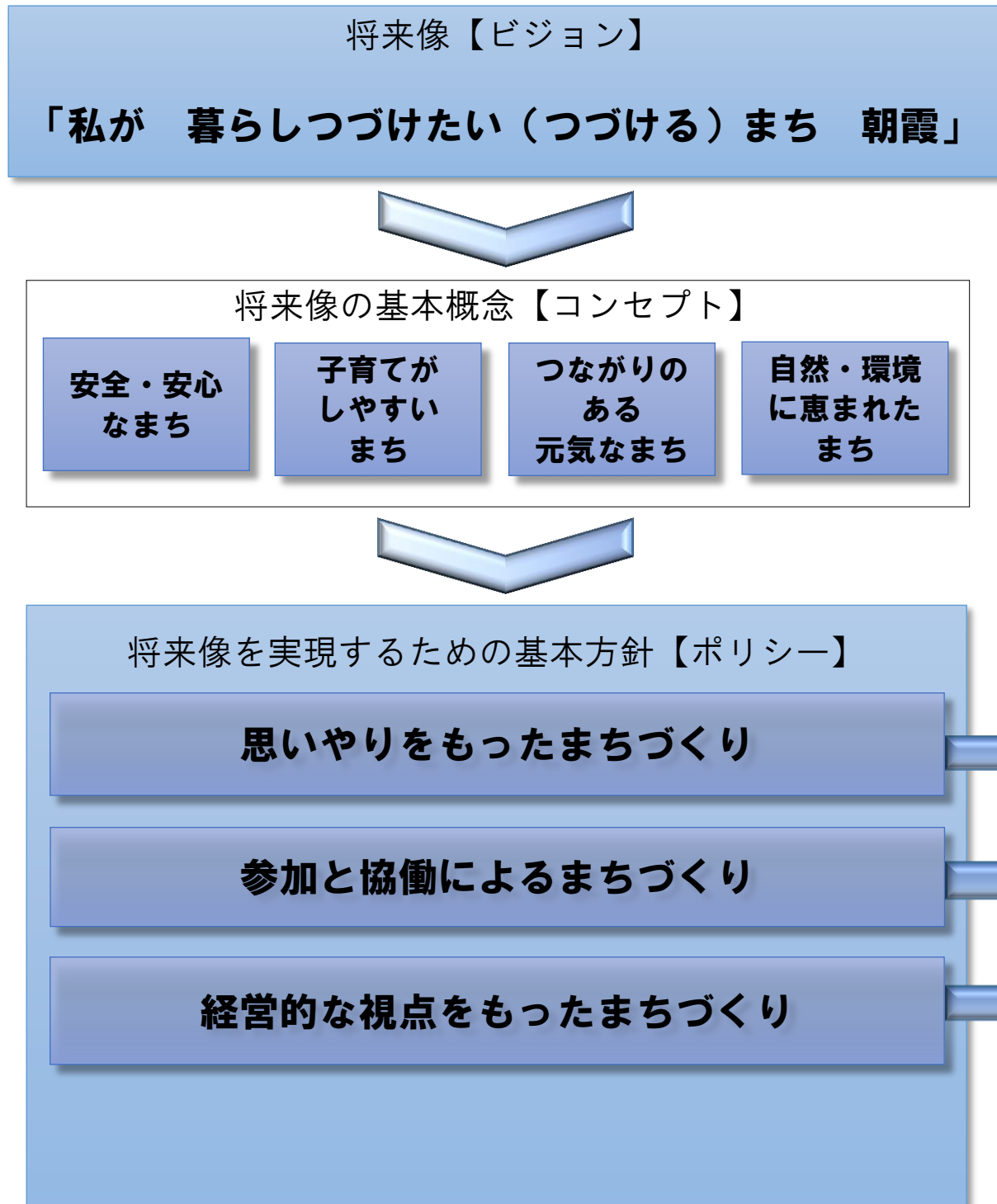
ベッドタウンとしての色彩が強い本市においても、既存の産業を活かしつつ、今後の産業政策のあり方を検討する必要があります。

第Ⅱ部 基本構想



第1章 基本構想について

1 基本構想の構成図



2 基本構想の概要

基本構想は、市民と市がともに実現をめざす将来像とその実現に向けた政策の方向性を示すもので、平成 28 年（2016 年）度を初年度として、平成 37 年（2025 年）度を目標年次とする 10 年間の計画です。

3 基本構想の構成

国が進めている地方分権など様々な社会状況の変化を受け、今後はますます市民と市の協働でまちづくりを進めていくことが求められます。そこで、第 5 次総合計画の基本構想は、これまでのように市の政策分野に沿って体系的に方針を示すのではなく、まちづくりの主役である市民と市が共有できるものとなるよう、新しい構成としています。

■ポイント1

- ・横串をやめて大きな矢印にしてはどうか
- ・【参考資料2】参照

基本計画における政策分野【ジャンル】

災害対策

防犯

市民生活

健康

福祉

教育

文化

環境

コミュニティ

都市基盤

産業振興

基本構想を推進するために

第2章 私たちのまち・朝霞の将来像

■ポイント2

- ・「わたし」としてはどうか。
- ・「つづけたい」と「つづける」のどちらにするか。

1 将来像（ビジョン）

～「私が 暮らしつづけたい (つづける)まち 朝霞」～

私たちのまち・朝霞には、子どもからお年寄りまで、たくさんの方が暮らしています。このまちに住んでいる人、**学んでいる人**、働いている人、活動している人など、「朝霞に関わりのある**一人ひとりが主人公である**」との意味を込めて、将来像の主語を“私”としています。

“私”が、朝霞というまちを愛し、「朝霞に暮らしつづけたい」、「朝霞で暮らしてみたい」と思えるような、魅力的で住みやすいまちにしていきたいと思えます。

2 将来像の基本概念（コンセプト）

「私が 暮らしつづけたい(つづける)」と思えるまちであるために、日々の安全・安心や、人々のつながり、**元気や潤い**・やすらぎなどは、誰にとっても欠かせません。また、将来にわたって暮らしつづけるために、**未来を担う**子どもを育てやすいことや、私たちが暮らす環境が守られていることなども大切です。

このようなことから、具体的にどのようなまちであれば、「私が暮らしつづけたい」と**思えるのか**、「朝霞のまちがこうありたい」、「こうあってほしい」という想いを基本概念（コンセプト）として「安全・安心なまち」、「子育てがしやすいまち」、「つながりのある元気なまち」、「自然・環境に恵まれたまち」の4つにまとめました。

この4つの基本概念（コンセプト）を市民と市が共有し、同じ方向を向いて力を合わせて取り組んでいきたいと考えています。

安全・安心なまち

“安全・安心なまち”とは、私が「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時には、みんなで助け合って乗り越えられる」と思えるまちです。

日常生活においては、安心して平穏に子どもを育て、老後を過ごせることが必要です。また、誰もが安全に不自由を感じることなく行動でき、不安をかかえずに日々を過ごせることが必要です。

また、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをし、万一、災害が起きても、みんなで助け合って乗り越えていける、そんなまちにしていきたいと思います。

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

- ◆ 人にやさしいまちへ
 - ・だれもが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保
 - ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備
- ◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ
 - ・地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備
 - ・集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策
 - ・上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策
 - ・防災、減災のために、自助、共助、公助による地域防災計画の推進
 - ・市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援
 - ・警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携
 - ・社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者が、地域で自立した生活を営むために必要な支援としての社会保障制度の適正な運営・充実
 - ・市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営

- ・庁内策定部会において、全体的に見直ししています。
(以下、他のコンセプトも同様)

子育てがしやすいまち

“子育てがしやすいまち”とは、私が「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。

そのためには、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境が整い、私が安心して楽しく子育てできるために、様々な支援が充実している必要があります。

さらに、自然や文化に接しながら、子どもたちが心豊かに成長し、質の高い教育を受けられる、そんなまちにしていきたいと思います。

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

- ◆ 子育てしやすいまちへ
 - ・妊娠から出産・子育てと、継続した支援体制とサービスの充実
- ◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ
 - ・全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進
 - ・グローバル化や情報化など、急激な社会の変化に対応するための、教職員の資質向上や教育内容の充実
 - ・人間関係の希薄化や社会のモラルの低下により発生する虐待やいじめ等の問題を解決するための子どもの個性と人権の尊重、いじめや不登校の解消
 - ・共生社会の実現に向け、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた、一人ひとりの障害等に応じた教育の充実

つながりのある元気なまち

“つながりのある元気なまち”とは、私が「いきいきと暮らし、さまざまな人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生が送られている」と実感できるまちです。

そのためには、個人の価値観やライフスタイル、異なる文化的背景を互いに尊重し合いながら、地域に住む人々が連帯し、自分たちのまちを自分たちが住みやすいまちにしていける必要があります。

また、近くに商店街のにぎわいがあるなど、各施設がまちのなかにバランス良く存在していれば、地域で働く機会も増え、より活気のあるまちになるはずです。そんな元気なまちにしていきたいと思います。

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

- ◆ つながりのあるまちへ
 - ・住民の地域意識の醸成のための、自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進
 - ・自由時間の増加や価値観の多様化など、生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進
 - ・目的型コミュニティ活動の支援
 - ・文化や価値観の多様化に基づく多文化共生の考えから、それぞれが理解しあうためのコミュニケーションの促進を行います。
 - ・コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実
- ◆ 元気なまちへ
 - ・高齢となっても、地域社会に参加することは重要であるため、高齢者の豊富な知識や経験を活用するほか、学習・就業意欲への支援を行います。
 - ・いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるため、介護予防や医療・福祉（介護）サービスの質を向上します。
 - ・急速に高齢化が進む中、健康で長生きできる市民が増えるよう、健康づくりの取組の充実に努めます。
 - ・消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化
 - ・起業家や中小企業への効果的な支援
 - ・雇用機会の創出と労働環境の充実の支援

自然・環境に恵まれたまち

“自然・環境に恵まれたまち”とは、私が「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。

そのためには、豊かな自然や環境を守り、育て、さらに魅力を引き出していくことが何よりも大切です。

まちの自然・環境のすばらしさを、誰もが自信をもって語り合い、歴史や文化伝統を誇れるような、そんなまちを創り出したいと思います。

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

- ◆ 自然・環境がいきるまちへ
 - ・ 自然と調和した適正な土地利用の促進
 - ・ 市民との協働による河川環境や樹林地、湧水など公園緑地の保全・活用
 - ・ 地域の特色をいかした美しい景観の保全・創出
 - ・ 環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり
 - ・ 市民と行政が一体となった循環型社会構築のための環境保全の活動支援
- ◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ
 - ・ 朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護
 - ・ 地域への愛着や誇りが持てるよう、恵まれた自然や環境を生かすための朝霞独自の文化の継承・創出・育成
 - ・ まちの活性化を図るため、市と市民の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信

3 将来像実現のための基本方針（ポリシー）

市は、総合計画が市の最上位計画であることから、全ての施策の整合を図りつつ、財政状況や時代の流れに対応していくため、計画の達成度だけでなく、効果などもわかりやすく評価できるよう努めるとともに、その評価結果を踏まえ、施策や事業を柔軟に見直すものとします。

また、将来像の実現に向け、「思いやりをもったまちづくり」、「参加と協働によるまちづくり」、「経営的な視点をもったまちづくり」の3つを基本方針（ポリシー）として政策を立案していきます。

これは、市の全ての分野に渡る視点となるもので、市民と市は、この基本方針を共有し、ともにまちづくりを進めていきます。

思いやりをもったまちづくり

①人権を尊重し共助の心をもつ

- ・市民は、お互いに尊重し合い、支え合う心を大切にします。
- ・市民と市は、人種や国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず公平に社会で活躍できるまちづくりの実現に向けて取り組みます。

②ユニバーサルデザインの視点をもつ

- ・市民と市は、子ども、高齢者、障がいのある人など、誰にとっても暮らしやすいまちの実現に向けて取り組みます。

参加と協働によるまちづくり

①お互いの情報を共有する

- ・市は、まちづくりの現状や課題などの情報を市民へ積極的に提供します。
- ・市民と市、または市民同士で、それぞれの特性を最大限に活かしてまちづくりを進められるよう、お互いが有する情報を積極的に共有します。

②誰もが参加できるようにする

- ・市民一人ひとりの思いを大切にし、まちづくりに活かすことができるよう、市は、一人ひとりの市民に合った多様なまちづくりへの参加の機会を提供し、市民もまちづくりへ積極的に参加します。

③市民と市がそれぞれの役割を果たす

- ・市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの意思と責任でまちづくりに参加するように努めます。
- ・市は、参加と協働によるまちづくりを推進し、市民活動を支援します。

経営的な視点をもったまちづくり

①目標達成に向け、計画的かつ柔軟に取り組む

- ・市は、中長期的視点から持続可能な計画を立て、社会状況に変化が生じたときは手段を柔軟に見直して対応します。
- ・市は、持続可能なまちとなるよう、現在のみならず将来を見据えた取組を実施します。

②経営資源を最大限に活かして取り組む

- ・市は、市へ納められた税金が、このまちをよくするために役立っていると市民が実感できるよう、常に行政改革に取り組み、最小のコストで最大の効果が上げられる経営を進めます。
- ・市は、まちづくりの担い手を育て、まちの基盤を整えるなど、将来のために必要な投資を継続的に行います。

③公正で透明な行政運営に努める

- ・市は、公正な行政運営に努めるとともに、基本構想・基本計画に掲げる目標の達成状況、事業の取組状況など、市政に関する情報などをこれまで以上に積極的に公開して市の透明性を高め、市民への説明責任を果たします。

4 基本フレーム

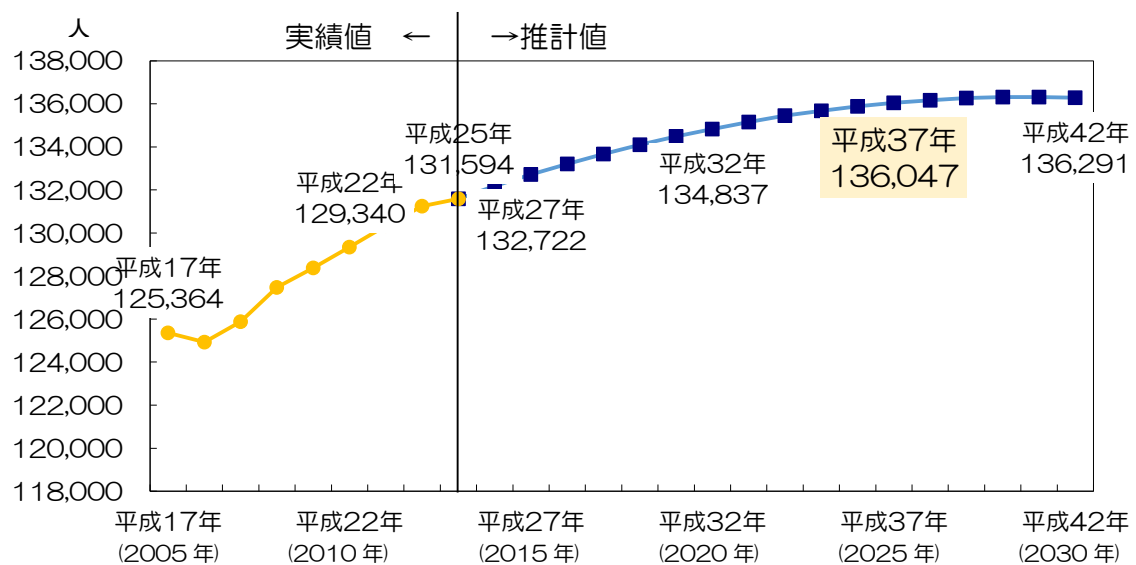
基本フレームは、平成28年（2016年）度から基本構想の計画期間の最終年度となる平成37年（2025年）の姿を人口、都市構造の視点から表現したものです。

（1）将来人口

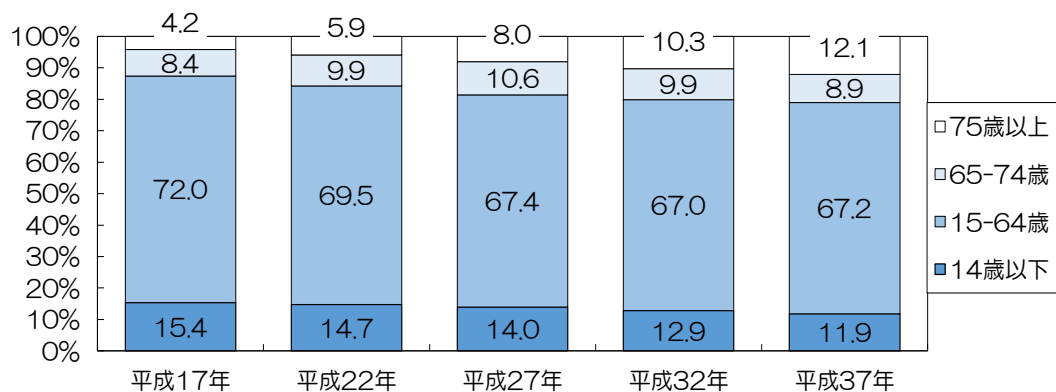
全国的に人口減少が進む中で、本市では東京メトロ副都心線の開業などにより交通利便性が向上しており、人口が増加しつづけています。今後も市内での宅地開発が引き続き行われることなどから人口の増加が続き、平成37年（2025年）の人口は約136,000人になると見込まれています。しかしながら、人口構成比でみると、14歳以下の割合は減少し、75歳以上の割合は増加すると見込んでいます。

将来人口（平成37年見込み） 136,000人

【人口の推移と将来推計結果】



【平成17・22・27・32・37年の年齢4区分別人口比】



(2) 財政フレーム（仮）

本市の財政状況は、第4次総合振興計画の計画期間である平成18年度から平成25年度まで、おおよそ350億円前後の歳出規模で推移しています。

（図1「歳出の推移」）

第5次総合計画の計画期間である平成28年度から平成37年度までの財政フレームを予測する場合、予測のつかない国の税制改正など制度変更による影響を除外して考えれば、歳入面では、全体の50～60%を占める市税収入の変動をどう予想するかということになります。（図2「歳入の推移」）市税の根幹をなす個人市民税や法人市民税は、景気動向に左右されやすいわけですが、そのブレは、リーマンショックを経験した過去10年間の傾向を踏まえると、205億円を中心に上下10億円の幅に納まるのではないかと考えます。つまり、今後の基本的な財政フレームとしては、350億円から360億円規模をベースに考えざるを得ないということになります。

これに合わせ、歳出面では、高齢化への対応、また、人口減少への歯止めや地域の活性化を目指す地方自治体の政策面から、今後も子育て支援策に重点を置かざるを得ないと考えられるため、いわゆる民生費の需要は増え続けることになると考えます。また、想定される災害への対応、特に、インフラの維持・整備や、市民の生活や活動を支える公共施設の改修・更新などに多額の経費が見込まれることから、限られた財源を最大限有効に配分する努力が必要となります。また、多額の経費を必要とする事業については、計画的に実施年度をずらしながら、毎年度の歳出規模を平準化することも重要となります。

図1 「歳出の推移」

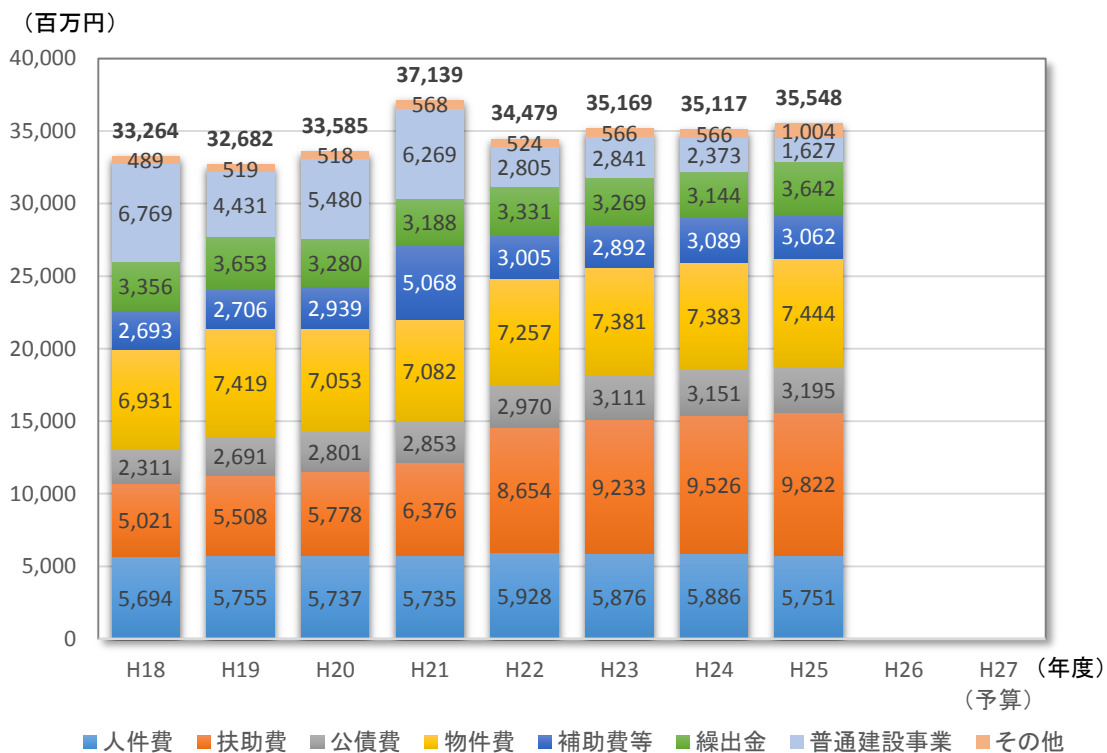
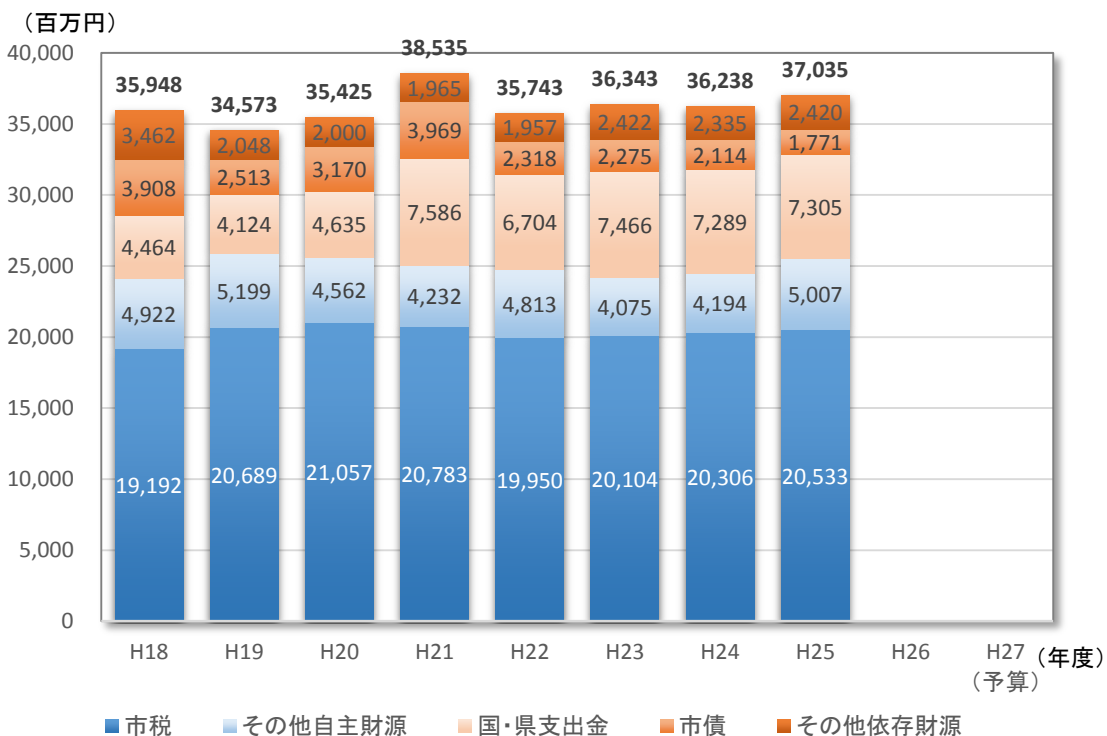


図2 「歳入の推移」



(3) 都市構造（仮）

本市は、都心への交通アクセスの良さから、鉄道駅を中心として南北から台地全体に市街化が進行し、現在のまちが形づくられてきました。

まちの縦横にはシンボリックな黒目川、新河岸川が流れており、その河川敷に広がる田園や自然の風景も本市の魅力の一つとなっています。また、市街地内には貴重なまとまった緑である基地跡地が残されています。

しかしながら、東京のベッドタウンとしての人口増大に対応した市街地の拡大に伴って、農地や斜面林の減少、都市機能の混在や景観の変化なども進んでいます。また、鉄道と河川が十字状に軸を形成して市内を分断し、国道・県道などの幹線道路が本市の南部および東部の外側を走っているため、道路の体系的なネットワーク化を進めることが重要です。

こうした都市構造上の課題を踏まえたうえで、都市形成の面から将来像の実現を図るため、本市の魅力としての交通利便性やうるおいのある緑を活かしながら、以下の視点を基本的な考え方としたまちの骨格づくりを進めます。

- ・市街地内に商業・文化などの機能を集積させた拠点的な地区の整備を図ります。
- ・市のほぼ中央部を流れる黒目川と新河岸川を基軸にして、その河川周辺の市街化調整区域※において地域特性に応じたゾーンを形成します。
- ・現状の市街地の土地利用を維持しながら、住と農、住と工、住と自然などのバランスのとれた市街地の形成を図ります。
- ・広域的な交通軸や駅など交通結節点と市街地内を有機的に結び、本市内外の連携・交流を図るための道路網の形成を図ります。
- ・市内に残る貴重なオープンスペースであり、緑のオアシスである基地跡地については、緑の拠点機能など多面的な活用が期待される本市の新しいシンボルとなる場所であり、新たなまちづくり拠点として、市民の合意形成を進め、市民にとって有効な活用を図ります。

将来都市構造図 (事務局素案)

さいたま市

志木市

新座市

和光市

朝霞駅

北朝霞駅

市役所

朝霞台駅

朝霞駅

和光市駅

国道234号 (川越街道)

凡例

拠点	まちの拠点 新たなまちづくり拠点
都市軸	広域交通軸 道路 鉄道 地域交通軸
ゾーン	水と緑の軸 商業系ゾーン 工業系ゾーン 住居系ゾーン 都市農地をまちづくり 自然空間保全 緑地保全 自然と共存 公共施設等 自然と調和のまちづくり

市域界

※ゾーンは概ねの範囲を示すものです。

【将来都市構造のまとめ】

構 成	種 類		内 容
拠点	まちの拠点		・ 東武東上線朝霞駅周辺 ・ J R 武蔵野線北朝霞駅と東武東上線朝霞台駅周辺
	新たなまちづくり拠点		・ キャンプ朝霞跡地 ・ 旧第四小学校跡地 ・ 根岸台 3 丁目の工場跡地（予定地）
都市軸	広域交通軸		・ 東京外かく環状道路 ・ 国道 2 5 4 号（川越街道・都市計画道路 東京小諸線） ・ 国道 2 5 4 号バイパス（都市計画道路 志木和光線）
	地域交通軸		・ 県道 ・ 都市計画道路
	水と緑の軸		・ 荒川、新河岸川、黒目川、越戸川
ゾーン	市街地ゾーン	商業系ゾーン	・ 現在指定されている商業系用途地域の範囲および国道 2 5 4 号沿道
		工業系ゾーン	・ 現在指定されている工業系用途地域の範囲（根岸台 3 丁目地内と膝折 2 丁目地内の一部の工業地域および栄町 3、4 丁目地内の一部の準工業地域を除く）
		住居系ゾーン	・ 現在指定されている住居系用途地域の範囲（国道 2 5 4 号沿道を除く）
		都市農地を活かすまちづくりゾーン	・ 旧暫定逆線引き地区
	自然空間保全ゾーン	自然空間保全ゾーン	・ 黒目川、新河岸川周辺に広がる市街化調整区域
		緑地保全ゾーン	・ 荒川近郊緑地保全区域
		自然と共存する公共施設等ゾーン	・ 黒目川と新河岸川沿いの公共施設、病院・福祉施設、教育施設の立地する市街化調整区域一帯
		自然と調和のとれたまちづくりゾーン	・ 国道 2 5 4 号バイパスの整備と一体的に周辺の自然と調和した沿道土地利用を図る市街化調整区域

5 政策分野（ジャンル）

市は、将来像の実現に向け、6つに分けた政策分野と基本構想を推進するための考え方について、具体的な施策を立案し取組を進めます。

この6つの政策分野をより具体的、体系的にしたものが次項以降に掲げる基本計画です。

